

群馬県の福祉医療費における 併用レセプト請求方式の導入について

**令和8年5月請求より
群馬県内の市町村が実施する被用者保険に係る
福祉医療費の請求方法が変更となります。**

1 実施時期

令和8年5月請求分から（月遅れ請求分を含む）
※令和8年4月請求までは、国保連合会宛て提出願います。

2 対象となる制度

- (1) 重度心身障害者医療費助成
【公費負担者番号8桁（事業別番号70・80）】
- (2) 乳幼児、子ども医療費助成
【公費負担者番号8桁（事業別番号72・82）】
※82は令和8年4月診療分以降、取扱いを終了
- (3) 父母子家庭（ひとり親）医療費助成
【公費負担者番号8桁（事業別番号76・78・86・88）】

3 請求方法

支払基金への請求は、必ず併用レセプトで請求することとなります。

- (1) 令和8年4月診療以降分
被用者保険と福祉医療の併用レセプトで支払基金に請求願います。
- (2) 令和8年3月診療以前（月遅れ請求）分
 - ① 被用者保険及び福祉医療がともに未請求の場合
被用者保険と福祉医療の併用レセプトで支払基金に請求願います。
 - ② 被用者保険は既に請求済みであるが、福祉医療が未請求である場合
被用者保険レセプトの取下げ依頼（再審査等請求書）を支払基金に提出し、
被用者保険レセプトが返戻された後に、被用者保険と福祉医療の併用レセプト
で支払基金に提出願います。
 - ③ 福祉医療は既に請求済みであるが、被用者保険が未請求である場合
被用者保険の単独レセプトで支払基金に請求願います。
- (3) 令和8年3月診療以前（月遅れ請求）分の請求に係る注意事項
令和8年3月診療以前分のレセプトをオンラインで請求した場合は、
受付・事務点検ASPチェックの対象となりますので、内容を確認の上、
「エラー分含む」で受付の確定を願います。

令和8年3月診療以前分は、早期に請求するようご協力願います。

医療機関向け Q&A

(群馬県 福祉医療:令和8年5月請求からの取扱い)

1 提出先・請求方法について

Q1. 令和8年5月請求分から、地単公費のレセプトはどこに提出すればよいですか？

A1. 令和8年5月請求(※月遅れ分を含む)より、
社保分に係る地単公費は、併用レセプトで支払基金に提出してください。

Q2. 月遅れで請求する場合の取扱いはどうなりますか？

A2. 令和8年3月診療以前分の月遅れ請求も含め、すべて支払基金へ併用レセプトで提出してください。

Q3. オンライン請求の際、受付・事務点検ASPチェックでエラーとなりましたが、どのように行えばよいですか？

A3. 月遅れ請求の際は、受付・事務点検ASPチェック結果を「エラー分含む」で確定して提出してください。

2 併用レセプトの作成について

Q4. 地単公費がある場合、レセプトは必ず併用レセプトとする必要がありますか？

A4. はい。社保分と地単公費を併せて請求するため、必ず併用レセプトで作成してください。

Q5. 併用レセプトの計算例は提供されますか？

A5. はい。支払基金HP(<https://www.ssk.or.jp>)に計算事例集を掲載しております。

トップ➡診療報酬等の請求・支払➡医療費助成事業関係業務➡支払基金が受託している医療費助成事業➡群馬県

3 過誤(再審査)・取下げについて

Q6. 令和8年4月診療以降分の取下げ依頼はどこに提出しますか？

A6. 令和8年4月診療以降分については、支払基金に再審査等請求書(取下げ依頼書)を提出してください。

Q7. 令和8年3月診療以前分の連記式請求分の取下げはどうなりますか？

A7. この場合は、従来どおり、福祉医療費を請求した市町村に取下げ依頼を提出してください。

Q8. 再請求する場合、社保分も取下げが必要ですか？

A8. はい、必要です。

再請求を行う際は、社保分レセプトを取下げ、社保+地単公費の併用レセプトとして再請求という手順になります。

上記に係る照会について

社会保険診療報酬支払基金 群馬審査委員会事務局

【担当】業務課業務第1係

電話 027-252-1231(代表)